

(仮称)新南部工場施設整備・運営事業 対面的対話 議事録(質問回答形式)

入札公告関連資料(案)に係る質問に対する組合の回答

NO	書類	頁	項目	意見、質問等	組合回答
1	入札説明書(案)	4	8. 運営業務期間終了時の取扱	運営期間終了時には、施設が適切な状態となっていることの確認を行うとあるが、「適切な状態」および「確認」について明示願う。	25年間の施設性能は維持すること。
2	入札説明書(案)	5	(3) 運営業務 飛灰、焼却灰の運搬	飛灰、焼却灰を組合の指定する場所まで運搬とあるが、指定場所の住所を明示願う。指定場所が変更の場合は、運搬費用増加部分の委託費見直し協議に応じていただけたらと考えてよいのか。	組合ホームページを確認すること。指定する場所が変更になった場合は協議に応じる。
3	入札説明書(案)	5	(3) 運営業務 売電収入の運営事業者への支払い	「売電収入の一部を、運営事業者へ支払うことがある」とあるが、支払いに対する条件等を明示願う。	組合で検討している案と、民間事業者からの提案を含めて、検討することとしている。詳細な条件等は入札公告時に示す。 売電収入は基本的に組合収入とする。組合収入として一定金額を確保し、その一定金額を超過する金額の一部については、運営事業者へ支払うことを想定している。運営事業者が心配している、委託費の減額という仕組みは考えてはならず、運営事業者側にとってもメリットのある仕組みであると思っていきたい。詳細な内容については入札公告時に示す。
4	入札説明書(案)	5	(3) 運営業務 資源物の処理について	資源物が利活用できない場合、その量を組合に報告し、組合が指定する最終処分場へ運搬することになっているが、この場合、処分費の運営事業者負担は不要と考えてよいのか。	処分費の負担はないが、できるだけ利活用はしていただきたい。利活用できなかった場合は、できない理由は確認する。
5	入札説明書(案)	6	(6) 施設見学者への対応	組合は、見学希望者等について、運営事業者と連携して適切な対応を行うとあるが、組合において対応頂ける範囲を明示願う。	スケジュール管理も含めて施設見学に関する事項は運営事業者が一元管理すること。その中で、行政視察の日程等は、組合と調整を行うものとする。行政視察は組合が対応する。
6	入札説明書(案)	7	(2) 運営委託費	運営委託費の固定費の内訳について、各年度の経費の増減が不均一(波打つような形)で提案しているが、平準化した事例もある。このような年間委託費の支払い増減は評価されるか。	各年度の経費が極端に増減すると困るので平準化を考えたいが、内部留保すると税金が上乗せされるので、そのあたりと平準化に対して評価するかどうかを含めて検討中である。
7	入札説明書(案)	7	(2) 運営委託費	ごみ質・ごみ量が変動費の処理単価に考慮されない場合、事業者はごみ質変動リスクを事業費に織り込む必要が生じる。ごみ質、ごみ量は事業者側ではコントロールできないリスクであり、過度のリスク折込みのない事業提案が可能なら、ごみ質、ごみ量の変動が処理単価へ反映される変動費設定のご検討を要望する。	ごみ質、ごみ量については、運営委託契約書(素案)の第46条、第47条を参照すること。ごみ質は設定範囲内で推移している場合には変更しない。
8	入札説明書(案)	8	(1) 変動費	変動費の構成を示した表中に、電気使用料等具体事項が示されているが、これは指定か。ごみ処理量の変動に際しても、殆ど変動を生じない一部薬品等を、固定費として提案してよいのか。	該当書類記載のとおり提案すること。
	運営委託契約書(素案)	24	別紙4-1(第51条関係)委託費の内訳		
9	入札説明書(案)	8	(4) 売電収入	運営事業者へ売電収入の一部を支払うのは具体的にどのような場合か。 売電に関するインセンティブに関して実施方針等及び要求水準書(案)に係る質問への回答にて「インセンティブについては見積提案書の徴収およびヒアリング結果をもって設定」と回答頂いている。運営事業者の事業計画に大きく影響する部分であり、本ヒアリング終了後早い段階での具体的な内容の公表を要望する。	売電収入は基本的に組合収入とする。組合収入として一定金額を確保し、その一定金額を超過する金額の一部については、運営事業者へ支払うことを想定している。運営事業者が心配している、委託費の減額という仕組みは考えてはならず、運営事業者側にとってもメリットのある仕組みであると思っていきたい。詳細な内容については入札公告時に示す。
10	入札説明書(案)	17	実施方法 (1)	入札公告後に対面的対話を実施される予定であり、「民間事業者の公平性～組合ホームページにて公表する」とあるが、応募者の固有のノウハウに基づく部分に係らず、事前に応募者に対し、全ての公表内容の確認がなされるものと理解してよいのか。	「なお、応募者固有のノウハウに基づく部分については、組合と応募者の協議の上、公表しないことがある。」と記載している。
11	入札説明書(案)	18	入札金額記載要領	「入札書、建設費見積内訳書～入札参加者番号を記入すること。」とあるが、費用にかかる書類については、全て開札時まで開封しないものと理解してよいのか。	入札価格が分かる書類については、お見込みのとおり。ただし、非価格要素審査のために、入札価格が分からない範囲で建設費・運営費の内訳を求めることがある。
12	要求水準書(案)	16 143	本施設運営のための人員等	建設請負事業者と運営事業者それぞれに電気主任技術者、ボイラ・タービン主任技術者を配置するのか。または、建設請負事業者に配置している各技術者を、運営段階で運営事業者に移行してもいいか。後者の場合、提案時に要求水準を満たしていないとの指摘があるのか。	電気主任技術者、ボイラ・タービン主任技術者を建設請負事業者から運営事業者へ引き継ぐことを不可とはしてはならず、要求水準未達とはならないと考えている。ただし、関係法令上の手続き等において、支障がないように配置すること。
13	落札者選定基準書(案)	6	2. 非価格要素審査における点数化方法	「D 要求水準書を満足している」と「E 物足りない」の差はどのような基準か。要求水準を満足している場合がEではないか。また、A～Cは絶対評価、あるいは相対評価のどちらか。	審査委員会で、相応の検討を行って決定しており、この方法で評価させていただく。
14	落札者選定基準書(案)	6	3. 価格審査における点数化方法	価格審査点の算定式「400点×(最低入札価格÷当該入札価格) ² 」の2乗の部分の意味を説明願う。 「当該応募者の価格審査点=400点×(最低入札価格/当該入札価格) ² 」とあるが、二乗することはどのような意味があるのか。	審査委員会で、相応の検討を行って決定した。
15	落札者選定基準書(案)	6	3. 価格審査における点数化方法	「入札価格」の定義としては、組合から民間事業者へ支払われる総額と考え、以下の式で算出されるものと理解してよいのか。(様式集が未公表のため確認させて頂くもの。) 入札価格 = + - 施設建設費 運営委託費 売電収入に対するインセンティブ	入札価格 = + で考えている。
16	落札者選定基準書(案)	7,8	別紙2 定量化審査において審査する項目及び視点	多数の評価項目があるが、数値を記載して定量化する項目等について教示願う。 また、 不適物の混合防止対策 環境教育、環境情報発信など 具体的に何か現時点で課題等があれば教示願う。	定量化する項目等はまだまだ検討中である。 現時点での課題等については、後日回答する。 (入札公告時に示す項目に応じて、提案すること。)

(仮称)新南部工場施設整備・運営事業 対面的対話 議事録(質問回答形式)

入札公告関連資料(案)に係る質問に対する組合の回答

NO	書類	頁	項目	意見、質問等	組合回答
17	落札者選定基準書(案)	7,8	別紙2 定量化審査において審査する項目及び視点	各項目の様式について、単純に35項目あるが、それぞれA4何枚程度を想定されているのか。スケジュールを考えても評価する側も作成する側も相当な負担となると思われる。	最終的には、入札公告時の資料をご確認頂くことになる。指定する様式・枚数等に従って作成していただく。
18	落札者選定基準書(案)	7,8	別紙2 定量化審査において審査する項目及び視点	審査項目が多岐にわたるが、非価格要素審査において、審査委員に配慮し、独自に提案内容の各社比較表を作成される場合は、その記載内容について事前に応募者側へ確認頂くようお願いする。	審査委員には、提案書全体を提示する。その上で比較表を作成する。比較表は内部資料のため、見せることはできないが、公平に作成する。提案内容でアピールしたい事項がある場合は、アンダーラインを引く等、強調したい事項を明示すること。
19	基本協定書(素案)	1	第3条第3項第4号 運営事業者の設立等	運営事業者の経営報告について、運営委託契約書(素案)では、公認会計士を委託者として雇って経営報告書を提出しても良いということだと思われるが、基本協定書(素案)では、会計監査人設置会社にするように記載があり、内容が矛盾していると思われる。会計監査人設置会社とする場合としない場合では金額が大きく異なるため、組合の考えを伺いたい。	検討して、入札公告時に示す。
	運営委託契約書(素案)	12	第50条 経営状況の報告		
20	基本協定書(素案)	1	第3条第3項第4号 運営事業者の設立等	運営事業者が会計監査人設置会社でなくとも、監査法人又は公認会計士が監査を行った計算書類を提出することで、第三者による監査は十分効果がある。機関上、会計監査人の設置は不要としていただきたい。(基本契約書(素案)第11条第3項には設置しない場合の記載がある。)	入札公告時に示す。
	基本契約書(素案)	2	第3条第2項第4号 確約、誓約事項等		
21	基本協定書(素案)	5	第12条 株式担保	基本協定書(素案)第3条第4項第5号において、甲の同意なしに株式譲渡はできず、かつ担保設定、処分もできないが、担保設定する意味は何か。また、どのような場合に権利行使するのか。第12条は不要と考えるがいかがか。	第3条では組合同意なしに株式譲渡・担保設定・処分はできないこととされており、組合同意なしにこれらを行うことは契約違反となるので、第3条のみで契約上の「押え」の効果はある。しかし、契約違反を承知で組合同意なしにこれらが行われた場合、まったく関係のない第三者が運営事業者の株式を保有することも可能性ゼロとは言えず、その第三者の意思によっては深刻なトラブルに発展する可能性もあるため、こうした万一の事態を避けるために第12条を設けている。
	基本契約書(素案)	3	第3条第4項第2号 確認、誓約事項等		
22	基本契約書(素案)	2	第3条第3項 確認、誓約事項等	資本金について、絶対値の比較ではなく、リスクの緩和策等を含め、資本金の設定が合理的な考え方であるかを判断して頂きたい。	貴重な意見として承る。
23	基本契約書(素案)	4	第10条 乙による丙に対する損害賠償義務等の履行の保証	構成員は全ての構成員か。保証額が過大な負担となっており事業費増大を招くので、基本協定書(素案)第3条第4項第7号の記載に留めていただきたい。	変更しないものとして考えること。
24	建設請負契約書(素案)	3	第10条 著作権の譲渡等	第2項第2号について、成果物等には技術ノウハウ等が含まれており、本施設の運営を目的に用途を限定し、技術流出の防止などメーカーへの配慮をお願いする。	配慮する。
25	建設請負契約書(素案)	4	第12条 照査技術者	必要となる公的資格等はないと考えてよいか。	入札公告時に示す。
26	運営委託契約書(素案)	1	第2条第2項 契約保証金	各年度の委託費の100分の10以上とあるが、ここでいう委託費は売電収入(民間へ支払われた一部)、資源物売却収入を引いた委託費と理解してよいか。	売電収入は委託費とは関係しないものと考えている。資源物売却収入については、御社の考えによるものと考えている。
27	運営委託契約書(素案)	8	第35条 地元貢献	契約書に記載される事項になっており、具体的な地元貢献の対象、地域、どのレベルまで計画するのかなど教示願う。	要求水準書を確認の上、提案すること。
28	運営委託契約書(素案)	11	第46条 ごみ量 第47条第2項 ごみ質	計画ごみ量を大幅に下回る場合または計画ごみ質を逸脱した場合の費用精算について、「増加費用とは、助燃材等の追加的な費用をいう」とされているが、売電収入のインセンティブ収入にも影響するため、売電インセンティブも精算対象に含めて頂くよう要望する。	運営委託費と売電インセンティブは関係しないものと考えている。
29	運営委託契約書(素案)	20	第74条第4項 現工場に関する事項	解体工事後の用地管理等に関して、組合、福岡市、運営事業者が協議を行うとあるが、本運営委託契約に基づく解体工事後の用地管理範囲と、別途契約として発生する可能性のある用地管理範囲を明示願う。	本契約に基づく用地管理範囲は、要求水準書(添付資料8)に示すとおり。別途契約により現南部工場の用地が管理範囲となる可能性がある。
30	運営委託契約書(素案)	28	別紙6(第69条関係) 保険の加入	運営委託契約書(素案)28ページに例示されている4つの保険(労災総合保険、第三者損害賠償保険、施設賠償責任保険、企業費用利益総合保険)のうち、企業費用利益総合保険は、BOTの場合に銀行団からの指示により適用しているケースはあるが、DBOでは適用したことがない。この保険は保険料が高いことと、今回の事業は株主のサポートを強く意識した設計になっており、この保険の役割を果たせると考えることから、今回は適用したくないと考えている。	検討して、入札公告時に示す。基本的には、運営委託契約書(素案)28ページの4つの保険はいずれも例示であり、付保する保険は、提案及び協議による。
31	-	-	-	ごみ質変動については、計画ごみ質の範囲内では委託料の変更はない、売電収入の一部を、運営事業者へ支払うことがあるとなっているが、ごみ質と売電量は深く関係しており、売電量変動と委託費の関係は現時点では不明だが、関係するとなるとリスクが大きくなる。については、委託費の変動費算定式において、ごみ質変動についてもごみ量変動同様の取扱いをお願いしたい。	売電量変動に係るリスクは組合のものとなるように考えており、運営委託費と独立すると考えている。基本的には、組合の売電収入とする。 売電収入は基本的に組合収入とする。組合収入として一定金額を確保し、その一定金額を超過する金額の一部については、運営事業者へ支払うことを想定している。運営事業者が心配している、委託費の減額という仕組みは考えてはならず、運営事業者側にとってもメリットのある仕組みであると思っただきたい。詳細な内容については入札公告時に示す。
32	-	-	-	高効率発電を満たした上で、経済性・安定性・実績を重視して設計するという運用性を重視することでよいか。	廃棄物の安定的な処理等、施設の運用性を重視した上で、高効率発電を目指すこと。